

# 政府がシバシバ持ち出す 砂川判決 は、 集団的自衛権 を認めていません

## ○砂川判決が「集団的自衛権」を認めている？

政府や自民党は、集団的自衛権の行使が容認される根拠として、砂川事件の最高裁判決（1959年）を持ち出しています。

自民党幹部は、砂川判決で「必要な自衛のための措置」は認められており、「判決は必要な自衛の措置のうち、個別的自衛権、集団的自衛権の区別をしていない」ので、集団的自衛権の行使も認められると主張しています。

## ○判決の争点は米軍が憲法 9 条の「戦力」か否

砂川事件とは、1957年に東京の立川の米軍基地拡張に反対する人たちが、米軍基地内に進入したことが日米安保条約に基づく刑事特別法に違反するとして起訴された事件です。争点は、日米安保条約は憲法違反かどうか、具体的には、在日米軍は憲法 9 条が保持を禁じた「戦力」に該当するかどうかでした。

ちなみに、判決では、「9 条 2 項が禁止した戦力とは、わが国の戦力を指し、外国の軍隊は、戦力には該当しない」と判断しています。つまり、日本の集団的自衛権はまったく争点になっていません。

## ○判決は自衛隊の合憲 違憲も判断せず

なお、砂川判決では、「主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではない」「必要な自衛の措置は国家固有の権能」との表現はあります。しかし、そのために日本が軍隊を持てるかどうかについては「9 条 2 項がいわゆる自衛のための戦力の保持を禁じたものであるか否かは別として」と述べ、当時、すでに存在した自衛隊に関する憲法判断を回避しています。「自衛権」は認めながらも、憲法 9 条 2 項との関係において、自衛隊の合憲・違憲について判断していないのですから、自衛隊による集団的自衛権の行使の容認か否かなど、論点となっていないと言えます。

## ○政府の主張はこじつけ

政府や自民党は、判決全体の文脈をまったく無視して、都合のよい文言だけを取り出し、判決ではまったく論点となっていない集団的自衛権の行使を認める根拠とすることは、まさに牽強附会といえます。